

聖籠町地域防災計画

－ 資料編 －

令和5年3月修正

聖籠町防災会議

資料編

〔防災関係機関等〕

○防災関係機関連絡先一覧	1
--------------------	---

〔通信等関係〕

○防災行政無線屋外拡声子局等設置状況	6
○聖籠町防災行政無線局管理運用規則	9
○聖籠町防災行政無線戸別受信機貸与要綱	12
○災害時優先電話設置状況	14
○公衆無線LAN設置施設一覧	14
○公衆無線LANの災害時解放手順	15

〔消防・水防等関係〕

○聖籠町消防団組織図	17
○消防水利の現況	17
○危険物製造所等施設状況	17
○新潟県広域消防相互応援協定	18
○水防工法一覧	20
○水防倉庫及び水防資器材保有状況	21
○重要水防箇所一覧	21

〔防災拠点施設等関係〕

○指定緊急避難場所・指定避難所等一覧	23
○福祉避難所設置予定施設	26
○救援物資集積場所一覧	26
○県指定緊急輸送道路	26
○重要物流道路	27
○町指定重要路線道路	27
○ヘリポート適地一覧	27
○ヘリポート適地の選定基準	29
○災害拠点病院一覧	30

〔防疫・廃棄物等関係〕

○ごみ処理施設	31
○し尿処理施設	31
○葬祭施設	31

〔協定関係〕

○災害時における相互応援協定	32
○災害時における物資供給等に関する応援協定一覧	45

〔例規関係〕

○聖籠町防災会議条例	46
○聖籠町防災会議運営規程	48
○聖籠町防災会議対策検討部会運営要綱	50
○聖籠町災害対策本部条例	51
○災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例	52
○災害弔慰金の支給等に関する条例	54
○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	58
○聖籠町災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱	62
○聖籠町災害救助条例	63
○聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱	64

〔各種様式等〕

○災害即報様式	66
○自衛隊災害派遣要請依頼書	70
○緊急通行車両等事前届出書	71
○緊急通行車両確認申請書	72
○消防防災航空隊出動要請書	73

〔その他〕

○聖籠町災害備蓄計画	74
○被害状況判定基準	76
○火災・災害等即報基準	77
○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	79
○指定給水装置工事事業者一覧	86

○下水道排水設備指定工事店一覧	89
○町内指定文化財一覧	92
○聖籠町地域防災計画の修正等経過	94

〔防災関係機関連絡先一覧〕

○聖籠町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
聖籠町役場	聖籠町大字諏訪山 1635-4	0254-27-2111
聖籠町保健福祉センター	聖籠町大字諏訪山 825	0254-27-6511
聖籠町上水道管理棟	聖籠町大字蓮野 1367-3	0254-27-5141
聖籠町町民会館	聖籠町大字諏訪山 1280	0254-27-2121 0254-27-2352 (休日)

○新潟県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
防災局 防災企画課 危機対策課 消防課	新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1605 025-282-1638 025-282-1664
新発田地域振興局 企画振興部 県税部 健康福祉環境部 地域整備部 農業振興部 農村整備部	新発田市豊町 3-3-2	0254-22-5112 0254-22-5106 0254-22-5104 0254-26-9189 0254-26-9162 0254-22-5105
下越家畜保健衛生所	新発田市下飯塚 139-3	0254-22-3067

○県内市町村防災担当部・課

市町村名	担当部・課	所 在 地	電 話 番 号
新潟市	危機管理防災局 危機対策課 防災課	新潟市中央区学校町通 1-602-1	025-226-1146 025-226-1143
長岡市	危機管理防災本部 原子力安全対策室	長岡市大手町通 1-4-10	0258-39-2262 0258-39-2305
三条市	総務部 行政課	三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517
柏崎市	危機管理部 防災・原子力課	柏崎市中央町 5-50	0257-21-2316
新発田市	地域安全課	新発田市中央町 3-3-3	0254-28-9510
小千谷市	危機管理課	小千谷市城内 2-7-5	0258-83-3515
加茂市	総務課総括係	加茂市幸町 2-3-5	0256-52-3122

市町村名	担当部・課	所在地	電話番号
十日町市	総務部 防災安全課	十日町市千歳町 3-3	025-757-3197
見附市	企画調整課	見附市昭和町 2-1-1	0258-62-3729
村上市	総務課危機管理室	村上市三之町 1-1	0254-53-3365
燕市	総務部 防災課	燕市吉田西太田 1934	0256-77-8381
糸魚川市	消防本部 消防防災課	糸魚川市南寺島 2-10-20	025-552-2311
妙高市	総務課危機管理室	妙高市栄町 5-1	0255-74-0002
五泉市	総務課	五泉市太田 1094-1	0250-43-3911
上越市	防災危機管理部 危機管理課 市民安全課	上越市木田 1-1-3	025-526-5525 025-526-5160
阿賀野市	総務部 危機管理課	阿賀野市岡山町 10-15	0250-25-7194
佐渡市	総務部 防災管財課	佐渡市千種 232	0259-63-5135
魚沼市	総務課危機管理室	魚沼市小出島 910	025-792-9214
南魚沼市	総務部 総務課	南魚沼市六日町 180-1	025-773-6660
胎内市	総務課防災対策係	胎内市新和町 2-10	0254-43-6102
弥彦村	総務課	西蒲原郡弥彦村大字矢作 402	0256-94-3131
田上町	総務課	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070	0256-57-6222
阿賀町	総務課	東蒲原郡阿賀町津川 580	0254-92-3113
出雲崎町	総務課	三島郡出雲崎町大字川西 140	0258-78-2290
湯沢町	総務部 総務管理課	南魚沼郡湯沢町大字神立 300	025-784-3451
津南町	総務課総務班	中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585	025-765-3112
刈羽村	総務課	刈羽郡刈羽村大字割町新田 215-1	0257-45-3912
関川村	総務課	岩船郡関川村大字下関 912	0254-64-1476
粟島浦村	総務課	岩船郡粟島浦村字日ノ見山 1513-11	0254-55-2111

○指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北陸農政局新潟県拠点	新潟市中央区船場町 2-3435-1	025-228-5216
関東森林管理局下越森林管理署	新発田市大手町 4-4-15	0254-22-4146
北陸地方整備局 新潟港湾空港整備事務所 新潟国道事務所 新潟国道事務所新発田維持出張所	新潟市中央区入船町 4-3778 新潟市中央区南笹口 2-1-65 新発田市島潟 665	025-222-6111 025-244-2159 0254-26-0337
新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島 1-5-4	025-247-0137
新潟地方气象台	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-281-5871 025-281-5872
信越総合通信局	長野県長野市旭町 1108	026-234-9961

○指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)新潟支店 (災害対策室)	新潟市中央区東堀通七番町 1017-1	025-227-6801
(株)ドコモCS新潟支店	新潟市中央区八千代 1-3-9	025-240-7163
KDDI(株)新潟支店	新潟市中央区礎町通 2-2077	025-224-0077
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋 1-9-1	03-6889-6601
日本赤十字社新潟県支部	新潟市中央区関屋恵町 11-55	025-231-3121
NHK日本放送協会新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141
東日本高速道路(株) 新潟支社 新潟管理事務所	新潟市中央区天神 1-1 新潟市江南区亀田早通 3233	025-286-7311 025-287-7205 (代表) 025-287-7025 (直通)
東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター 新潟電力センター	新発田市新栄町 3-1-34 新潟市中央区網川原 664-222	0254-22-9164 025-283-5055
日本通運(株)新潟支店	新潟市中央区上大川前通 5-68-1	025-228-0202
日本郵便(株) 聖籠郵便局 亀代郵便局 次第浜簡易郵便局 藤寄簡易郵便局	聖籠町大字諏訪山 1666-3 聖籠町大字網代浜 1344-3 聖籠町大字次第浜 2999-4 聖籠町大字藤寄 321-1	0254-27-2502 0254-27-2831 0254-27-5502 0254-27-3304

○指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
聖籠土地改良区	聖籠町大字大夫 2166-96	0254-27-8281
新発田ガス㈱	新発田市豊町 1-4-23	0254-22-4181
(一社)新潟県LPガス協会新発田支部 (株渡正)	新発田市本田庚 180	0254-32-2703
新潟運輸㈱	新潟市中央区女池北 1-1-1	025-285-0001
中越運送㈱	新潟市中央区美咲町 1-23-26	025-283-0019
新潟交通㈱	新潟市中央区万代 1-6-1	025-246-6323
㈱新潟放送 (BSN)	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532
㈱新潟総合テレビ (NST)	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-245-8181
㈱テレビ新潟放送網 (TENY)	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-1111
㈱新潟テレビ 21 (UX)	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-0021
㈱エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311
㈱エフエム新発田	新発田市中央町 5-8-47	0254-23-8800
㈱新潟日報社	新潟市中央区万代 3-1-1	025-385-7319
(一社)新潟県医師会	新潟市中央区学校町通 2-13	025-223-6381
(一社)新発田北蒲原医師会	新発田市本町 4-16-83	0254-22-4008

○警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新発田警察署	新発田市中央町 4-2-4	0254-23-0110
聖籠交番	聖籠町大字諏訪山 1673-5	0254-27-2507
新潟北警察署	新潟市北区木崎 657-1	025-386-0110
東港交番	聖籠町東港 4 丁目 799	025-256-3474

○消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新発田地域広域消防本部	新発田市新栄町 1-8-31	0254-22-1119
新発田消防署聖籠分署	聖籠町大字諏訪山 2350-1	0254-27-2500

○自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 30 普通科連隊第 3 科新発田駐屯地	新発田市大手町 6-4-16	0254-22-3151
海上自衛隊新潟基地分遣隊（警備課）	新潟市東区臨海町 1-1	025-273-7771
航空自衛隊新潟救難隊（飛行班）	新潟市東区船江町 3-135	025-273-9211

○事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新発田地域広域事務組合	新発田市中心町 5-4-7	0254-26-1501
豊栄郷清掃施設処理組合（豊栄環境センター）	新潟市北区浦ノ入 418	025-386-0909
新潟東港地域水道用水供給企業団	新潟市北区笹山 1114	025-386-9111

○公共の団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
J A 北越後聖籠支店	聖籠町大字大夫 2166-8	0254-27-5737
聖籠町漁業共同組合	聖籠町大字網代浜 1612-147	0254-27-3014
聖籠町商工会	聖籠町大字諏訪山 1640-2	0254-27-2078
聖籠町社会福祉協議会	聖籠町大字諏訪山 1560-3	0254-27-6767

〔通信等関係〕

○聖籠町防災行政無線屋外拡声子局等設置状況

(同報系無線設備の設置場所)

局	送受信場所	設置場所	備考
親局	聖籠町役場	聖籠町大字諏訪山 1635-4	
	新発田消防本部	新発田市新栄町 1-8-31	遠隔制御装置
屋外拡声子局	四ツ屋公会堂局	聖籠町大字道賀新田 60-5	
	道賀新田局	聖籠町大字道賀新田 525-1	
	上大谷内局	聖籠町大字上大谷内 53-4	
	真野児童遊園局	聖籠町大字真野 1266-1	
	丸瀉局	聖籠町大字丸瀉 203-6	
	桃山公会堂局	聖籠町大字桃山 297	
	山倉小学校局	聖籠町大字山倉 688-1	
	山倉集落開発センター局	聖籠町大字山倉 159	
	寺島局	聖籠町大字諏訪山 191-1	
	苔沼公会堂局	聖籠町大字諏訪山 1714-1	
	中の橋局	聖籠町大字山倉 1380-6	
	本諏訪山局	聖籠町大字諏訪山 365-1	
	山諏訪山公会堂局	聖籠町大字諏訪山 546-8	
	山大夫局	聖籠町大字大夫 1907-2	
	本三賀公会堂局	聖籠町大字三賀 377-4	
	山三賀公会堂局	聖籠町大字三賀 1001-2	
	二本松局	聖籠町大字二本松 2269	
	外畑公会堂局	聖籠町大字二本松 3005-12	
	蓮野集落開発センター局	聖籠町大字蓮野 1943-6	
	蓮野局	聖籠町大字蓮野 2228-1	
	杉谷内公会堂局	聖籠町大字蓮野 3419-4	
	杉谷内局	聖籠町大字蓮野 4180-11	
	正庵児童遊園局	聖籠町大字二本松 1501-2	
	藤寄児童遊園局	聖籠町大字藤寄 456-1	
	藤寄公会堂局	聖籠町大字藤寄 251-1	
	浦山局	聖籠町大字藤寄 187-4	
大夫興野局	聖籠町大字大夫興野 2301-1		

局	送受信場所	設置場所	備考
屋外拡声子局	甚兵衛橋局	聖籠町大字蓮野 5372-2	
	山の口局	聖籠町大字蓮潟 3162-1	
	蓮潟児童遊園局	聖籠町大字蓮潟 3341-1	
	二ツ山局	聖籠町大字蓮潟 3488	
	蓮潟新田局	聖籠町大字蓮潟 3488	
	茨島局	聖籠町大字網代浜 858-10	
	ジャパンサッカーカレッジ局	聖籠町大字網代浜 925-1	
	網代浜会館局	聖籠町大字網代浜 1898-1	
	網代浜局	聖籠町大字網代浜 1611-732	
	亀代局	聖籠町大字網代浜 1321-8	
	次第浜公民館局	聖籠町大字次第浜 3055-1	
	次第浜(1)局	聖籠町大字次第浜 2057-5	
	次第浜(2)局	聖籠町大字次第浜 5431	再送信子局
	次第浜(3)局	聖籠町大字次第浜 4164-476	
	次第浜(4)局	聖籠町大字次第浜 3224	
	次第浜(5)局	聖籠町大字次第浜 2971-1	
	尾沢ヶ丘局	聖籠町大字諏訪山 1205-1	
	亀塚(1)局	聖籠町大字亀塚 8-4	
	亀塚(2)局	聖籠町大字亀塚 31-9	
	別條局	聖籠町大字別條 1-118	
	八幡局	聖籠町大字蓮野 1337-25	
	東港(1)局	聖籠町東港 1 丁目 1-176	
	東港(2)局	聖籠町東港 1 丁目 1-155	
	東港(3)局	聖籠町東港 2 丁目 626-4	
	東港(4)局	聖籠町東港 1 丁目 1-155	
	東港(5)局	聖籠町東港 3 丁目 6815-8	
	東港(6)局	聖籠町東港 3 丁目 872-11	
	東港(7)局	聖籠町東港 4 丁目 6335-16	
	東港(8)局	聖籠町東港 3 丁目 78-1	
	東港(9)局	聖籠町東港 7 丁目 15-8	
	役場局	聖籠町大字諏訪山 1635-4	

(移動系無線設備の設置場所)

局	設置場所	備考
統制局	聖籠町大字諏訪山 1635-4	
副統制台	聖籠町大字諏訪山 1635-4	生活環境課
		ふるさと整備課
	聖籠町大字蓮野 1367-3	上下水道課
陸上移動局	聖籠町大字諏訪山 1635-4	総務課 2台
		生活環境課 52台
		ふるさと整備課 2台
	聖籠町大字蓮野 1367-3	上下水道課 2台

(目的)

第1条 この規則は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、新潟県石油コンビナート等防災計画、聖籠町地域防災計画その他関係法令に基づき町が行う災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する聖籠町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところにより効果的な利用を図り、町民の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 同報系 親局から屋外拡声子局及び戸別受信機に対して通報を行う通信系をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 遠隔制御装置 親局を遠隔制御するための設備をいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局の通報の相手方となる拡声器付きの受信設備をいう。
- (6) 戸別受信機 親局の通報の相手方となる戸別設置用の受信機をいう。
- (7) 移動系 統制局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の通信を行う通信系をいう。
- (8) 統制局 陸上移動局と通信を行う無線局をいう。
- (9) 副統制台 統制局を遠隔制御するための設備をいう。
- (10) 陸上移動局 移動系の車携帯型及び携帯型の通信設備をいう。
- (11) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線設備の設置場所)

第3条 無線設備の設置場所は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者があたる。

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、生活環境課長の職にある者があたる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が、無線従事者の中から指名する。

(管理者)

第7条 無線設備の通信操作を行う所属に管理者を置く。

2 管理者は、総括管理者の命を受け、当該所属に設置した無線設備等の管理監督の業務を所掌する。

3 管理者は、無線設備の通信操作を行う所属の長をもってあてる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(別記様式)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線設備の操作及び無線設備の操作を行う者の監督を行う。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の監督のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行う。

(無線設備の保守点検)

第11条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次に掲げる保守点検を行うものとする。

(1) 毎日点検 通信取扱者等が使用の都度実施する点検

(2) 毎月点検 総括管理者が重要な無線設備について行う点検整備

(3) 年点検 総括管理者が無線設備全体について行う点検整備

2 保守点検要領については、総括管理者が別に定める。

(通信訓練)

第12条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟に必要な訓練を定期的に行うものとする。

2 総括管理者は、前項の訓練を実施するため、無線通信訓練計画を年度当初に策定するものとする。

(研修)

第13条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(同報系の通報事項等)

第14条 同報系の通報事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町民等の生命、身体及び財産に関わる緊急かつ重要な事項

(2) 行政広報に関することで、多数の町民等に伝達を必要とする事項

(3) 時報

(4) その他町長が特に必要と認めた事項

2 同報系の通報種類は、緊急放送及び定時放送とする。

(1) 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(2) 定時放送は、毎日7時及び19時に行う通報、毎日12時及び17時に行う時報並びに毎日21時に行う火災予防通報とする。ただし、緊急かつ重要な通報は、随時行うものとする。

(移動系の通信事項)

第15条 移動系の通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 災害に関する情報の収集及び伝達

(2) 行政事務を実施するための事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

(略)

別記様式（第8条関係）

(略)

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与及びその取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の貸与)

第2条 町長は、次に掲げる者に戸別受信機を無償で貸与するものとする。

- (1) 町内に居住し、及び町内に住所を有する世帯
- (2) 町内に所在する事業所等
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 貸与する戸別受信機の数、原則として1世帯等あたり1台とする。

(貸与の申請)

第3条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、戸別受信機貸与申請書（別記様式第1号）を、提出しなければならない。

(遵守事項)

第4条 戸別受信機の貸与を受けた世帯等（以下「被貸与者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任に帰すべき事由により、戸別受信機を棄損又は滅失したときは、速やかに町長に届け出ること。
- (2) 戸別受信機を適切に管理し、良好な状態で使用すること。また、故障した場合は、速やかに町長に届け出ること。
- (3) 戸別受信機を許可なく譲渡、貸与又は移転しないこと。
- (4) 戸別受信機を改造しないこと。
- (5) 町外に住所を移転するとき、又は戸別受信機が不用となったときは、速やかに戸別受信機を返納すること。
- (6) 町内で転居等をした場合は、速やかに町長に届け出ること。

(経費の負担)

第5条 戸別受信機の設置及び修繕に要する経費は、町が負担するものとする。

2 被貸与者は、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 戸別受信機に係る電気代及び乾電池に要する経費
- (2) 被貸与者の都合による戸別受信機の移設に要する経費
- (3) 被貸与者の故意又は重大な過失による戸別受信機の故障等の場合の、機器の購入、交換及び修繕に要する経費

(戸別受信機の返納)

第6条 被貸与者は、町外に住所を移転するとき、又は戸別受信機が不用となったときは、戸別受信機返納届出書（別記様式第2号）により、速やかに戸別受信機を返納しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の聖籠町防災行政無線局運用要領（昭和60年聖籠町訓令第8号）第9条の規定により戸別受信機の貸与を受けている者は、この告示により貸与されたものとみなす。

別記様式第1号（第3条関係）

(略)

別記様式第2号（第6条関係）

(略)

○災害時優先電話設置状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号
聖籠町役場（総務課）	聖籠町大字諏訪山 1635-4	非公表

○公衆無線LAN設置施設一覧

施 設 名	所 在 地
聖籠町役場	聖籠町大字諏訪山 1635-4
保健福祉センター	聖籠町大字諏訪山 825
町民会館	聖籠町大字諏訪山 1280
蓮野小学校	聖籠町大字蓮野 1687
山倉小学校	聖籠町大字山倉 688
亀代小学校	聖籠町大字次第浜 4614
聖籠中学校	聖籠町大字蓮潟 366-1
聖籠観音の湯「ざぶーん」	聖籠町大字諏訪山 652-3

○公衆無線LANの災害時解放手順

1 目的

災害発生時に避難所、福祉避難所及び役場庁舎に設置してある公衆無線LAN設備を利用して、避難者等が災害情報等を取得できるよう災害時の専用のSSIDを解放するため、その基準、手順等を定めるものとする。

2 災害時の無線LAN解放の決定について

災害が発生又は発生する危険性があり、災害対策本部が設置され、無線LAN設置施設（小学校、中学校、役場庁舎、町民会館、保健福祉センター、さぶーン館）に避難所を開設することを決定した場合、災害時専用のSSIDを解放する。

また、役場庁舎については、町内に避難所が設置された場合や災害により電話回線等の利用が困難になった場合は、災害情報の取得や被災者支援のため、災害時専用のSSIDを解放する。

3 解放手順について

災害対策本部で避難所の開設等により、災害時専用SSIDを解放する場合は、以下のとおりとする。

(1) 役場庁舎の場合

総務課長は、情報機器担当に災害時専用SSIDを解放するよう指示する。

指示を受けた情報機器担当は、操作マニュアルに従い機器を操作し災害時専用SSIDを解放する。

(2) 町民会館、保健福祉センター、さぶーン館の場合

町民会館、保健福祉センター及びさぶーン館の公衆無線LAN設備は、役場庁舎の災害時専用SSID解放機器と連動しているため、総務課情報機器担当の機器の操作が終了次第、災害時専用SSIDを解放できる状態となる。

また、役場庁舎が被災し、災害時専用SSID解放機器が使用不可となった場合は、各施設担当者が操作マニュアルに従い、個々で災害時専用SSIDを解放する。

(3) 学校施設の場合

子ども教育課長は、対象学校の校長へ避難所開設の指示と災害時専用SSIDを解放するよう指示する。

校長は、教頭等に災害時SSIDの解放を指示し、教頭等は、操作マニュアルに従い機器を操作し、災害時専用SSIDを解放する。

4 災害時専用SSIDの閉鎖について

避難所が閉鎖したとき又は避難所の開設が3日以上ときは、情報セキュリティ等を考慮し、認証による無線LANの利用に切替を行い避難者に利用させる。通常モード（認証等による利用）への切替は、以下のとおりとする。

(1) 役場庁舎の場合

総務課長は、情報機器担当に無線LANを通常モードに切り替えるよう指示する。

指示を受けた情報機器担当は、操作マニュアルに従い機器を操作し通常モードへの切替を行う。

(2) 町民会館、保健福祉センター、ざぶーン館の場合

町民会館、保健福祉センター及びざぶーン館の公衆無線LAN設備は、役場庁舎の災害時専用SSID解放機器と連動しているため、総務課情報機器担当の機器の操作が終了次第、通常モードへの切替が行われる。

また、役場庁舎が被災し、災害時専用SSID解放機器が使用不可となった場合は、各施設担当者が操作マニュアルに従い、個々で通常モードへの切替を行う。

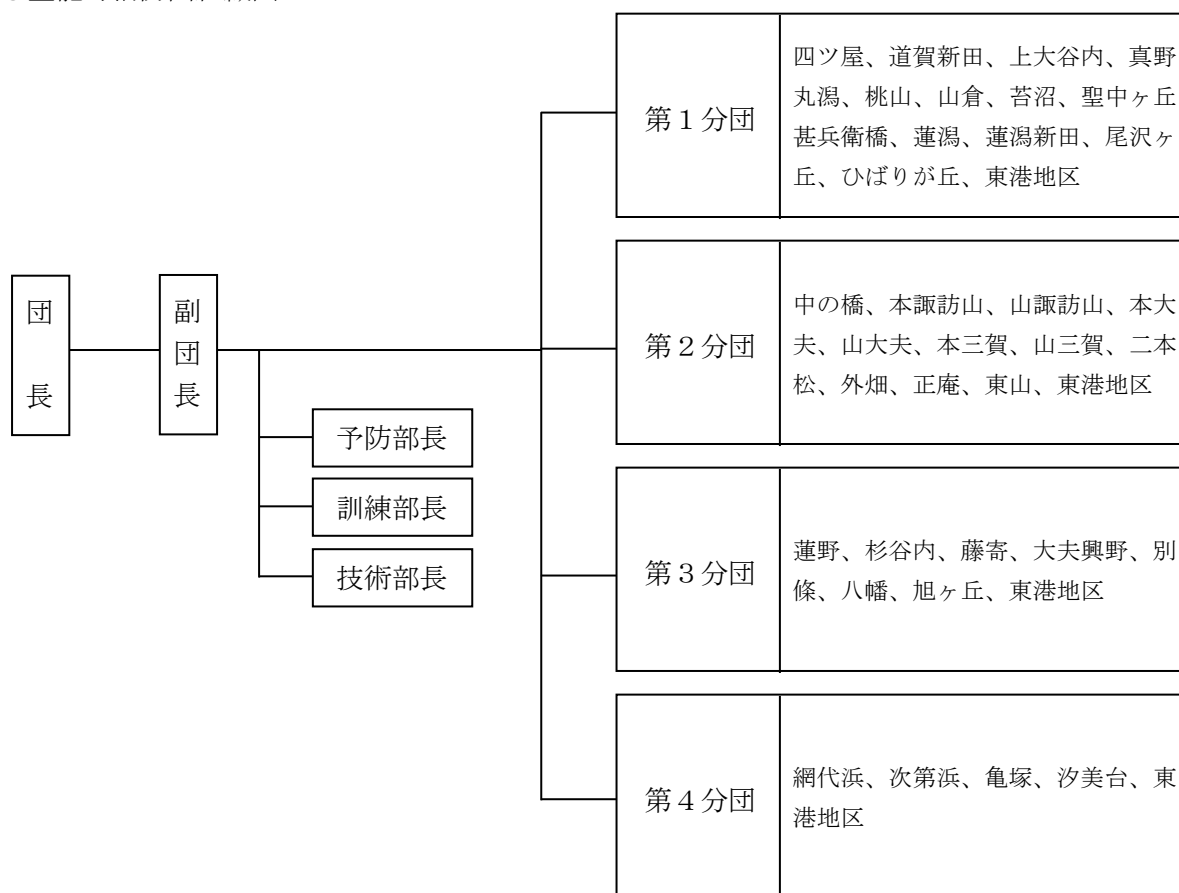
(3) 学校施設の場合

子ども教育課長は、対象学校の校長に無線LANを通常モードに切り替えるよう指示する。

校長は、教頭等に無線LANの通常モードへの切替を指示し、教頭等は、操作マニュアルに従い機器を操作し、通常モードへの切替を行う。

〔消防・水防等関係〕

○聖籠町消防団組織図



○消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

消火栓	防火水槽	防火井戸	その他
472	38	0	30

○危険物製造所等施設状況

(平成31年3月31日現在)

製造所	計	貯蔵所								取扱所					
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
	316	245	24	55	2	21	1	136	6	71	30	0	0	3	38

○新潟県広域消防相互応援協定

新潟県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、新潟県下市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域の区分)

第2条 新潟県下の市町村等を上越地域、中越地域、下越地域及び佐渡地域に区分するものとする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等条件下の消防の応援が必要なものをいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号をいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

(1) 要請市町村等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合

(2) 災害防ぎょするため、協定市町村等が保有する車両、資機材等を必要とする場合

2 前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

3 第1項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所及び被害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）は応援隊を派遣し応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は要請市町村等の長の指揮下で行動するものとする。

(通報及び報告)

第7条 応援を要請した場合においては、要請市町村等の長は要請した旨を新潟県消防課に通報

するものとする。

- 2 応援市町村等の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町村等の長に報告するものとする。
- 3 要請市町村等の長は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務上の災害補償費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ 車両及び機械器具の修理費

オ 被服の損料等の経費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資機材費

(3) 前2号以外の経費の負担については、関係市町村等とその都度協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町村等の消防長が協議して別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 新潟県広域消防相互応援協定書（平成2年1月1日）は、廃止とする。
- 3 この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ1通を保管するものとする。

平成13年3月19日

締結者名〔略〕

○水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄製蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工(連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工(釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工(簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるときにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)、先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
漏水	川側（川表）対策	むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

○水防倉庫及び水防資機材保有状況

河川名	備蓄場所		水防資材					水防器材											
	町村	大字	布袋類	縄	杭木類	鉄線	ビニールシート	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬	斧	釜	ペンチ	鋸	蛇	一輪車	タコ
			枚	kg	本	kg	枚	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁
加治川	聖籠	道賀新田	3,000	200	300	40	3	40	9	20	10	10	10	11	8	10	4	4	7

○重要水防箇所一覧

(河川)

河川名	位置		評定基準	重点区間	A※	B※	予想される危険	対策水防工法
	町名	大字						
中田川	聖籠町	横大夫	堤防高	—	—	右 600 左 600	越水 欠壊	積み土のう工
加治川	聖籠町	次第浜小戸	堤防高	—	—	右 19,600 左 19,780	越水	シート張り工 すて土のう工

※ A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

(海岸)

海岸名	位置		評定基準	A※	B※	C※	現況	予想される危険	対策水防工法
	町名	大字							
聖籠	聖籠町	次第浜	水衝箇所	—	—	540	水防上注意	越水欠壊	ブロック投入工

※ A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

C：要注意区間

〔防災拠点施設等関係〕

○指定緊急避難場所、指定避難所等一覧

(指定緊急避難場所)

施設名	所在地	災害種別			避難所兼
		洪水	地震	津波	
山倉小学校	聖籠町大字山倉 688	○	○	○	○
聖籠観音の湯「ざぶーん」	聖籠町大字諏訪山 652-3		○	○	○
図書館	聖籠町大字諏訪山 652-3		○	○	○
蓮野小学校	聖籠町大字蓮野 1687	○	○	○	○
聖籠はじめこども園	聖籠町大字蓮野 1930-1		○	○	○
聖籠中学校	聖籠町大字蓮湯 366-1		○	○	○
せいろう幼稚園	聖籠町大字蓮湯 2890-2	○	○	○	○
あかね公園	聖籠町大字網代浜 1472-1		○	○	
亀代小学校	聖籠町大字次第浜 4614		○	○	○
亀代多目的運動場	聖籠町大字網代浜 1472-2		○	○	○
ハーモニーこども園	聖籠町大字次第浜 2963		○	○	○
聖海荘	聖籠町大字次第浜 3961-2		○	○	○
次第浜公民館	聖籠町大字次第浜 3057		×	○	
亀代地区公民館	聖籠町大字次第浜 5431		○	○	○
町民会館	聖籠町大字諏訪山 1280	○	○	○	○
聖籠町役場	聖籠町大字諏訪山 1635-4		○	○	○
上水道管理棟	聖籠町大字蓮野 1367-3		○	○	

施設名	所在地	災害種別			避難所兼
		洪水	地震	津波	
町営東山団地	聖籠町大字二本松 1997		○	○	
藤寄児童遊園	聖籠町大字藤寄 456-1		○	○	
藤寄簡易郵便局付近前面道路	聖籠町大字藤寄 321 付近		○	○	
網代浜会館	聖籠町大字網代浜 1898		○	○	
茨島児童遊園	聖籠町大字網代浜 833-1		○	○	
杉谷内国道7号管理用道路	聖籠町大字蓮野 882-1 付近		○	○	
アルビレッジ	聖籠町東港5丁目 1923-12		○	○	
新潟県運転免許センター	聖籠町東港7丁目 1-1		○	○	
新潟東港港湾労働者福祉センター	聖籠町東港4丁目 2826-2		○	○	
プラントー4 聖籠店	聖籠町大字蓮野 708		○	○	

(指定避難所)

施設名	所在地	受入可能 人数 (人)※	災害種別		
			洪水	地震	津波
山倉小学校	聖籠町大字山倉 688	1,500 618	○	○	○
山倉多目的運動場	聖籠町大字諏訪山 652-9	904 372	×	○	○
聖籠観音の湯「ざぶーん」	聖籠町大字諏訪山 652-3	268 110	×	○	○
ほしぞらこども園	聖籠町大字諏訪山 1553-1	125 51	○	○	○
聖籠中学校	聖籠町大字蓮潟 366-1	2,037 840	×	○	○
せいろう幼稚園	聖籠町大字蓮潟 2890-2	475 196	○	○	○
町民会館	聖籠町大字諏訪山 1280	2,300 948	○	○	○

施設名	所在地	受入可能 人数 (人)※	災害種別		
			洪水	地震	津波
図書館	聖籠町大字諏訪山 1560-3	45 18	○	○	○
聖籠町役場	聖籠町大字諏訪山 1635-4	99 41	○	○	○
蓮野小学校	聖籠町大字蓮野 1687	1,500 618	○	○	○
蓮野多目的運動場	聖籠町大字蓮野 1942	904 372	○	○	○
藤寄体育館	聖籠町大字藤寄 3183	547 225	×	○	○
聖籠はじめこども園	聖籠町大字蓮野 1930-1	96 40	○	○	○
なないろこども園	聖籠町大字蓮野 2068	151 62	○	○	○
藤寄公会堂	聖籠町大字藤寄 251-1	61 25	○	○	○
大夫興野公会堂	聖籠町大字大夫興野 2389-1	48 20	○	○	○
亀代小学校	聖籠町大字次第浜 4614	1,500 618		○	○
亀代多目的運動場	聖籠町大字網代浜 1472-2	895 369		○	○
聖海荘	聖籠町大字次第浜 3961-2	692 285		○	○
亀代地区公民館	聖籠町大字次第浜 5431	87 36		○	○
ハーモニーこども園	聖籠町大字次第浜 2963	160 66	○	○	○

※ 上段は1人当たり 1.65 m²、下段は1人当たり 4.0 m²で算出

(自主避難所)

施設名	所在地	受入可能 人数(人)	災害種別		
			洪水	地震	津波
聖籠町役場	聖籠町大字諏訪山 1635-4	99	○	○	○

○福祉避難所設置予定施設

施設名	所在地	受入可能 人数(人)	災害種別		
			洪水	地震	津波
保健福祉センター	聖籠町大字諏訪山 825	90	○	○	○
特別養護老人ホーム は すがた園	聖籠町大字蓮潟 2249	22	○	○	○
ウェルハート加治川の里	聖籠町大字次第浜 5407	15	○	○	○
介護老人保健施設 汐彩 の郷	聖籠町大字次第浜 5372	30	○	○	○
特別養護老人ホーム 聖 籠まごころの里	聖籠町大字次第浜 5298	6	○	○	○

○救援物資集積場所一覧

施設名	所在地
聖籠町中央防災倉庫	聖籠町大字諏訪山 1635-6

○県指定緊急輸送道路

路線名	始点	終点
一般国道 113 号	聖籠町大字別行（県道新潟東港線との交点）	胎内市桃崎浜(国道 345 号との交点)
県道島見新発田線	聖籠町大字蓮野(国道 113 号との交点)	聖籠町大字蓮野（国道 7 号との交点）
県道新潟東港線	聖籠町大字別行(国道 113 号との交点)	聖籠町大字藤寄（国道 7 号との交点）
県道新潟新発田村上線	聖籠町大字藤寄（新潟市との管理界）	村上市南新保(国道 113 号との交点)
中央埠頭（東）線	聖籠町東港	聖籠町東港
中央埠頭（東）支線 1 号	聖籠町東港	聖籠町東港

○重要物流道路

路線名	始点	終点
聖籠中学校線	聖籠町大字諏訪山（聖籠町役場）	聖籠町大字諏訪山（山諏訪山蓮濁線との交点）
山諏訪山蓮濁線	聖籠町大字諏訪山（聖籠中学校線との交点）	聖籠町大字諏訪山（県道網代浜新発田村上線との交点）
蓮濁新田別行線	聖籠町東港（国道 113 号との交点）	聖籠町東港（開発 5 号線との交点）

○町指定重要路線道路

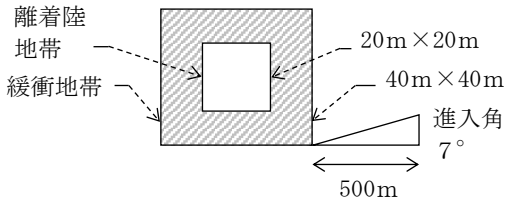
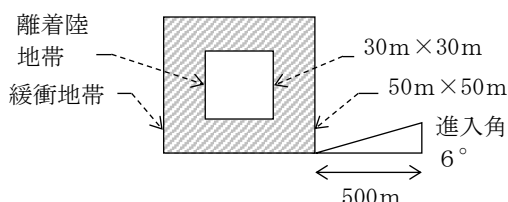
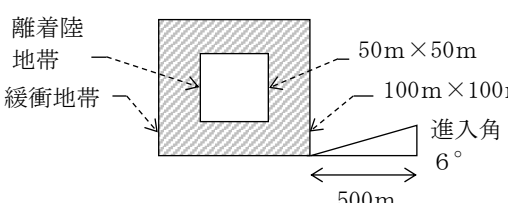
路線名	始点	終点
山諏訪山蓮濁線	聖籠町大字諏訪山（県道網代浜新発田線との交点）	聖籠町大字山倉（県道新潟新発田村上線との交点）
杉谷内追分線	聖籠町大字蓮野（国道 7 号との交点）	聖籠町大字三賀（県道新潟新発田村上線との交点）
網代浜榎 1 号線	聖籠町大字網代浜（国道 113 号との交点）	聖籠町大字網代浜（次第浜網代浜線との交点）
次第浜網代浜線	聖籠町大字網代浜（網代浜榎 1 号線との交点）	聖籠町大字次第浜（亀代小学校）
諏訪山三本松線	聖籠町大字諏訪山（県道網代浜新発田線との交点）	聖籠町大字諏訪山（保健福祉センター）

○ヘリポート適地一覧

名称	幅×長さ	所在地	施設管理者 又は責任者	TEL FAX	避難場所 との兼用
蓮野小学校グラウンド	120×90	聖籠町大字諏訪山 1687	校長	0254-27-2508 0254-27-3708	兼
山倉小学校グラウンド	70×70	聖籠町大字山倉 688	校長	0254-27-2504 0254-27-8760	兼
亀代小学校グラウンド	90×150	聖籠町大字次第浜 4614-1	校長	0254-27-2029 0254-27-7827	
聖籠中学校グラウンド	200×300	聖籠町大字蓮濁 366-1	校長	0254-27-7080 0254-27-7089	兼
スポアイランド聖籠	80×130	聖籠町大字諏訪山 1714-1	社会教育課 長	0254-27-2121 0254-27-7976	
聖籠野球場	91×91	聖籠町大字諏訪山 1288	社会教育課 長	0254-27-2121 0254-27-7976	

次第浜野球場	80×80	聖籠町大字次第浜 4164-319	社会教育課 長	0254-27-2121 0254-27-7976	
JAPAN サッカーカ レッジグラウンド	105×120	聖籠町大字網代浜 925-2	国際総合学 院学校法人	025-224-2650 025-222-2100	兼
町民会館駐車場	53×49.5	聖籠町大字諏訪山 1280	社会教育課 長	0254-27-2121 0254-27-7976	
聖籠町テニスコ ート	38×48	聖籠町大字諏訪山 1635-4	社会教育課 長	0254-27-2121 0254-27-7976	

○ヘリポート適地の選定基準

区分	ヘリポート選定の目安	左の基準に対応可能機種
小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m OH-6 機体長 9.24m 県警察本部 はるかぜ 機体長 13.00m 新潟県ドクターヘリ AW109SP 機体長 13.00m
中型		陸上自衛隊 UH-1J 機体長 17.44m UH-60JA 機体長 19.76m 海上自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 航空自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 海上保安庁 らいちょう1 機体長 17.70m らいちょう2 機体長 17.70m 県警察本部 こしかぜ 機体長 16.20m としかぜ 機体長 17.12m 県危機対策課 はくちょう 機体長 16.62m
大型		陸上自衛隊 CH-47JA 機体長 30.18m 海上自衛隊 MH-53E 機体長 30.19m 航空自衛隊 CH-47J 機体長 30.18m

※ この基準は、国土交通省及び防衛庁の定めた（認めた）基準とは異なり、個々の機関における基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するための目安として定めたものである。（同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。）

《選定にあたって考慮すべき事項》

- 1 勾配は十分に平坦であり、最大勾配は5%（4.5°）以下であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ぶような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合、ヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ又は投下等の措置を実施することがある。

○災害拠点病院一覧

区 分	病 院 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号
基幹災害拠点病院	新潟大学医歯学総合病院	新潟市中央区学校町通 1-754	025-223-6161
	長岡赤十字病院	長岡市千秋 2-297-1	0258-28-3600 0254-28-9000
地域災害拠点病院	県立新発田病院	新発田市本町 1-2-8	0254-22-3121 0254-26-3874

〔防疫・廃棄物等関係〕

○ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
豊栄郷清掃施設処理組合 (豊栄環境センター)	新潟市北区浦ノ入 418	025-386-0909

○し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新発田地域広域事務組合	新発田市中央町 5-4-7	0254-26-1501
新発田クリーンアップい なほ	新発田市中曾根字中坪 1612-3	0254-27-3101

○埋葬施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新発田地域広域事務組合	新発田市中央町 5-4-7	0254-26-1501
葬祭センター「願文院」	新発田市古楯 495	0254-33-2904

〔協定関係〕

○災害時における相互応援協定

災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救援、防疫等の応急活動
- (2) 食料、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入れ
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市町村内の地域において地震等の大規模災害が発生したことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主的判断により応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費の負担は応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに協定市町村のいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書7通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

別 表

新発田市、豊浦町、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、中条町、黒川村

平成8年4月1日

締結者名〔略〕

災害時における近隣市町村相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 必要とする期間
- (5) 希望する場所
- (6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被害市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理防災局に置く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次1年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

新潟市 長岡市 三条市 新発田市 加茂市 燕市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 聖籠町 弥彦村 田上町

平成18年8月1日

締結者名〔略〕

全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期するため、全国石油備蓄基地市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市町村内の地域において地震等の大規模災害が発生したことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主判断により応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、前条に基づく緊急応援活動等で自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行う

ものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに協定市町村のいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書6通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月23日

締結者名〔略〕

締結市町村

宮城県七ヶ浜町 新潟県聖籠町 茨城県神栖市 愛媛県今治市 長崎県新上五島町 鹿児島県東串良町

聖籠町・川越町災害時における相互応援協定

新潟県聖籠町と三重県川越町（以下「協定町」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、協定町間の相互の応援体制に関し、次にとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定町のいずれかの地域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被災した町だけでは十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な物資及び資機材の提供
- （3） この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （4） 避難が必要な被災者の受け入れ
- （5） 上記に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援等の要請）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて応援を要請するとともに、速やかに文書により提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援の場所及び当該場所への経路
- （3） 必要とする物資等の品目及び数量
- （4） 必要とする職員の職種、人数等
- （5） 応援を受ける期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定により要請を受けた町は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 協定町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うこ

とができるものとする。

(連絡体制)

第5条 協定町は、必要な情報等を相互に提供することにより応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口を定めるものとする。

(応援に係る経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける町の負担とする。ただし、これにより難しいときは、協定町が協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病及び死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う町が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援の業務中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける町への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける町がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定町は、この協定が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、協定町のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の首長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月15日

締結市町村

新潟県聖籠町 三重県川越町

全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会構成市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資の提供
- (2) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な資機材の提供及び職員の派遣
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援等の要請)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて応援を要請するとともに、速やかに文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の職種、人数等
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により要請を受けた協定市町村は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 協定市町村は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市町村は、必要な情報等を相互に提供することにより応援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口を定めるものとする。

(応援に係る経費の負担)

第6条 職員の派遣に要する経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。ただし、

第4条第2項に基づき自主判断により応援活動を実施した場合並びにその他これにより難い場合は、応援を実施した市町村と応援を受けた市町村で協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市町村が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、協定市町村のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、協定市町村が個別に災害時に相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市町村の首長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月22日

締結者名〔略〕

締結市町村

宮城県七ヶ浜町 茨城県神栖町 千葉県袖ヶ浦市 新潟県新潟市 新潟県上越市 千葉県富津市 新潟県聖籠町 愛知県知多市 三重県川越町 香川県坂出市 沖縄県中城村

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被害市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被害市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次に各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。

2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。

3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(先遣隊の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。

2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等

に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第13条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第14条 県内市町村は、大規模災害発生時に第4条第1項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第15条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成31年3月11日から適用する。

2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

締結者名〔略〕

締結市町村

新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村
--

○災害時における物資供給等に関する応援協定一覧

企業・団体名	協定事項等
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	飲料等
(株)三幸	食料等
サトウ食品(株)	食料等
聖籠町管工事業協会	工事関連資機材、応急対策業務
聖籠町建設業協会	工事関連資機材、応急対策業務
(株)P L A N T	生活関連物資
聖籠町飲食店組合	食料等
(株)堀川	食料等
(一社)新発田北蒲原医師会	医療救護活動
(株)北伸建設	応急対策業務
(有)宮澤建設工業	応急対策業務
聖籠町油類協議会	石油等
信越ペプシコーラ販売(株)	飲料等
(一社)新潟県測量設計業協会	応急対策業務
(一社)新潟県L P ガス協会新発田支部	L P ガス等
国土交通省北陸地方整備局	各種情報提供等
(株)アクティオ	応急対策資機材等
(一社)新潟県農業土木技術協会	応急対策業務
(株)伊藤園	飲料等
N P O 法人コメリ災害対策センター	生活関連物資
聖籠郵便局、亀代郵便局、新発田郵便局	車両、情報、広報、その他
(株)エフエムしばた	情報伝達
東北電力ネットワーク(株)新発田電力センター	電力復旧等
損害保険ジャパン日本興亜(株)新潟支店	ドローンによる情報収集等
藤屋段ボール(株)	段ボールベット等
三協フロンティア(株)	仮設住宅・トイレ等
(株)新潟放送	情報伝達
ヤフー(株)	情報伝達

〔例規関係〕

○聖籠町防災会議条例

昭和38年10月31日

条例第16号

改正 昭和42年10月3日条例第16号

昭和55年6月28日条例第33号

平成12年3月24日条例第11号

平成17年3月10日条例第7号

平成27年6月25日条例第28号

令和3年12月10日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、聖籠町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 聖籠町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (2) 新潟県の職員のうちから町長が任命する者 3人以内
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (4) 町長がその補助機関である職員のうちから指名する者 3人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2人以内

(9) 女性又は要配慮者の視点から防災・減災・復興について提言できる者のうちから町長が任命する者 10人以内

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める職にある者 3人以内

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、聖籠町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年10月3日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年6月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月25日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 施行日から2年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、この条例による改正後の聖籠町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、2年以内で町長が定めるものとする。

附 則 (令和3年12月10日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(聖籠町水防協議会条例の廃止)

2 聖籠町水防協議会条例(昭和63年聖籠町条例第24号)は、廃止する。

○聖籠町防災会議運営規程

昭和39年9月1日

規則第4号

改正 平成17年3月28日規則第14号

(目的)

第1条 この規程は、聖籠町防災会議条例第5条の規定に基づき、聖籠町防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知は、会議の日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第4条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(特例)

第6条 会長は、会議が処理すべき事項のうちあらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告しなければならない。

第7条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告し承認を受けなければならない。

(部会)

第8条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない。

(異動等の報告)

第10条 委員の異動が生じた場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、生活環境課において行う。

(公印)

第12条 会長の公印は、別記のとおりとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

（別記）

議	防	聖
会	災	籠
長	会	町

備考

- 1 字体は適宜とする。
- 2 寸法は20号米とする。

(設置)

第1条 聖籠町における防災対策のあり方を検討するため、聖籠町防災会議運営規程第8条の規定に基づき、聖籠町防災会議（以下「防災会議」という。）に防災対策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、町の防災対策全般を調査、審議し、その結果を防災会議に報告する。

(組織)

第3条 部会の委員は、防災会議委員及び専門委員をもって充て、10名以内で部会を組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 副部会長は、部会に属する委員のうちから部会長が指名した委員とする。

3 部会長は部会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

○聖籠町災害対策本部条例

昭和38年10月31日

条例第17号

改正 昭和40年9月8日条例第26号

平成23年6月20日条例第10号

平成25年3月13日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、聖籠町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月20日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月13日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例

昭和30年7月29日

条例第33号

改正 平成23年6月20日条例第15号

(災害減免の特例)

第1条 災害に因る被害者に対して課する其の年度分の町民税及び固定資産税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第2条 災害により町民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の町民税のうち災害を被った月以後の納期に係る税額（特別徴収される町民税については、災害を被った月以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。）について当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を免除することができる。

- (1) 死亡した場合 10割以内
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10割以内
- (3) 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第9号に規定する障害者をいう。）となった場合 9割以内

(土地に対する固定資産税の減免)

第3条 災害に因り被害を受けた農地又は宅地が、流失、水没、埋没又は崩壊等に因り作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害を被った月以後の納期に係る税額について次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を免除することを得る。

- (1) 被害面積が当該土地の面積の8割以上である場合 10割以内
- (2) 被害面積が当該土地の面積の6割以上8割未満である場合 8割以内
- (3) 被害面積が当該土地の面積の4割以上6割未満である場合 6割以内
- (4) 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満である場合 3割以内

(家屋に対する固定資産税の減免)

第4条 水火災等災害を被った家屋については、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち災害を被った月以後の納期に係る税額について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を免除することを得る。

- (1) 全焼、全壊、流失、埋没等に因り家屋の原形をとどめない場合 10割以内
- (2) 焼損、山崩れ、土砂流入等に因り主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価額の6割以上の価値を減じたとき認められるとき 8割以内
- (3) 内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価額の4割以上6割未満の価値を減じたとき認められるとき 6割以内
- (4) 下壁、たたみ等に損傷をうけ、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を要する場合で、当該家屋の価額の2割以上4割未満の価値を減じたとき認められるとき 3割以内

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第5条 町長は、災害に因り災害を被った償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち災害を被った月以後の納期に係る税額を前条の例によって、免除する。ただし、他の市町村の区域に亘り償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上必要と認められる限度において軽減し、又は免除することを得る。

(減免の申請)

第6条 前4条の規定によって町税の減免を受けようとする者は、聖籠町税条例施行規則（昭和49年規則第8号）で定める様式の町税減免申請書を提出しなければならない。

(減免の取消)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税又は固定資産減税の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちにその者に係る減免を取消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、昭和30年6月1日よりこれを適用する。

附 則（平成23年6月20日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年7月21日

条例第19号

改正 昭和51年3月26日条例第5号

昭和51年12月27日条例第19号

昭和56年6月26日条例第24号

昭和57年10月15日条例第28号

平成17年3月10日条例第8号

平成31年3月13日条例第5号

令和元年9月30日条例第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、聖籠町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 聖籠町は、町民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 聖籠町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 聖籠町は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1, 500, 000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2, 500, 000円

ウ 住居が半壊した場合 2, 700, 000円

エ 住居が全壊した場合 3, 500, 000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1, 500, 000円

イ 住居が半壊した場合 1, 700, 000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2, 500, 000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3, 500, 000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2, 700, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と、「1, 700, 000円」とあるのは「2, 500, 000円」と、「2, 500, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも

繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 支給審査委員会

(支給審査委員会)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項及び第10条の2の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年10月15日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成17年3月10日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年7月21日

規則第9号

改正 昭和57年10月15日規則第11号

平成31年3月15日規則第9号

令和2年2月6日規則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書に引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を

届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月15日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月15日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和2年2月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

○聖籠町災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱

令和2年1月28日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年聖籠町条例第19号）第16条第3項の規定に基づき、聖籠町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

○聖籠町災害救助条例

昭和42年3月24日

条例第2号

改正 昭和51年3月26日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び新潟県災害救助条例（昭和39年県条例第77号）が適用されない災害に際して、町が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 10世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 町長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(救助の種類)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) たき出し、その他による食品の給与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 応急仮設住宅の設置
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 町長が必要と認めた場合における救助を要する者に対する金銭の支給
- (8) 障害物の除去

2 前項第4号、第5号及び第8号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(町長への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、救助に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

○聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱

平成22年2月15日

告示第4号

改正 平成24年2月24日告示第6号

平成29年3月15日告示第17号

平成31年3月28日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主的に組織した防災組織（以下「自主防災組織」という。）の円滑な自立と育成に寄与するため、防災活動を実施する自主防災組織に対して、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成金交付の対象となる自主防災組織は、前条の目的を達成するために、その設置目的、名称及び事業計画等が明確であって、町長が認める団体とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、防災資機材の購入に要する経費とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、1組織につき、年額3万円を限度とする。

(助成金の交付手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、第3条に規定する活動を実施する10日前までに、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に自主防災組織の規約を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請があったときは、規則第4条の規定に基づき審査し、交付の可否の決定を行うとともに、申請者にその旨を通知しなければならない。

3 助成金の交付を受けた申請者は、事業が完了したときは速やかに規則第13条に規定する補助事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知書により、申請者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日告示第6号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日告示第17号）

（施行期日）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

この告示の施行の際、現に第6条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日告示第32号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

【第2号様式】

人的被害状況集計

災害原因	平成 年 月 日
災害の発生日時	平成 年 月 日 時 分
報告日時	平成 年 月 日 時 分
市町村名	

整理番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所	発生日時 ●/● ×:× 頃	該当箇所に○を記載			事故の概要
						死亡	うち関連死	重傷	
(記入例)	72	男	新潟太郎	××地内	●/● ×:× 頃		○		※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述 本人所有のビニールハウスの状況確認時にハウスが倒壊し下敷きとなった。右足首骨折、右腰部打撲。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									

【第3号様式】

建物被害状況集計

整理番号	建物の別		施設名	発生場所	発生日時 (寛日時)	該当箇所に○を記載			世帯 数	人数	被害詳細 ※発生日時の状況や負傷状況をわかる範囲で記 述 強風により、トタン屋根が一部破損
	分類1	分類2				全壊	大規模 半壊	半壊			
(記入例1)	住家	—	市営●●住宅	××地内	●/● ×:×頃			○	3	12	
(記入例2)	非住家	公共建物 or その他	●●保育園	××地内	(●/● ×:×頃)			○	—	—	
(記入例3)	その他	学校施設	●●幼稚園	××地内	●/● ×:×頃				○	—	
(記入例4)	その他	病院	●●病院	××地内	(●/● ×:×頃)				○	—	
(記入例5)	その他	病院	養護施設●●園	××地内	●/● ×:×頃			○	—	—	
(記入例6)	その他	清掃施設	●●焼却場	××地内	(●/● ×:×頃)				○	—	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

【第4号様式】

(災害概況即報)

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県	新潟県				
市町村					
報告者名					

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死							半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数 ※市町村から消防庁へ直接する報告する場合のみ記載												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
その他と都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

○自衛隊等災害派遣要請依頼書

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者					
担当部課等名	部		課		係
	担当者名				
	Tel	防災無線		その他	
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年		月	日から	年
	年	月	日	から必要とする期間	
派遣を希望する区域	町		村		地内
	施設等名称				
現地連絡員	部		課		係、担当者名
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

※ 新潟県防災局危機対策課 F a x 025-282-1640

別紙様式 1

<p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>申請者住所 (電 話) 氏 名</p>		<p>新潟前緊急第 [入力不要] 号</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>新潟県知事</p>
番号標に表示されている番号		<p>(注) 1 災害発生時又は武力攻撃事態等においては、新潟県防災局危機対策課若しくは地域振興局企画振興部又は災害対策本部等若しくはこれらの地方本部に提出して、所要の手続を受けて下さい。</p> <p>(注) 地域振興局企画振興部への申請は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までとなります。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、新潟県防災局危機対策課に届けて再交付を受けて下さい。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。</p>
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地		
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、車検証(写し)と当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、新潟県防災局危機対策課に提出して下さい。電子メールで申請する場合は、本書及び添付書類をPDF形式でファイル添付の上、同課宛にメール送信して下さい。</p>		

○緊急通行車両確認申請書

別紙様式2

<p>緊急通行車両確認申請書</p>		
<p>新潟県知事様</p>		
<p>令和 年 月 日</p>		
<p>申請者住所 (電話)</p>		
<p>氏名</p>		
<p>番号標に表示 されている番号</p>	<p>(車両登録番号)</p>	
<p>車両の用途 (緊急輸送を 行う車両に あつては、輸 送人員又は品 名)</p>		
<p>使用者</p>	<p>住所</p>	
	<p>氏名</p>	
<p>通行日時</p>		
<p>通行経路</p>	<p>出発地</p>	<p>目的地</p>
<p>備考</p>		

○消防防災航空隊出動要請書

消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電 話 025(270)0263

F A X 025(270)0265

1	要 請 団 体	発信者			
2	災 害 種 別	(1) 救 急 (2) 救 助 (3) 火 災 (4) 自 然 災 害			
3	要 請 内 容	(1) 救 急 (2) 救 助 (3) 消 火 (4) 偵 察 (5) 物 資 輸 送			
4	発 生 場 所 目 標	(市町村)		番地	
		目標			
5	発 生 日 時	年 月 日 (曜日)		時 分 頃	
6	事 故 概 要 又 は 災 害 概 要			
7	気 象	天候	風向	風速	m/s 気温 °C
		視界 m (警報・注意報)	
8	出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)		番地	
		目標 (名称)		要請側病院名	
9	搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)		番地	
		目標 (名称)		要請側病院名	
10	傷 病 者 等	傷病者名	M・T・S・H	年 月 日 生	
		傷病名	程度 (重・中・軽)	男・女	歳
11	現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名		氏名	
12	消 防 隊 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名		コールサイン	
		無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)			
13	他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名		氏名	
14	要 請 日 時	年 月 日 (曜日)		時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1	航 空 隊 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名		コールサイン	
		無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)			
2	到 着 予 定 時 刻	年 月 日 (曜日)		時 分	
3	活 動 予 定 時 刻	時間		分	
4	必 要 資 機 材				
※ その他の特記事項					
		受 信 者			

[その他]

○聖籠町災害備蓄計画

聖籠町災害備蓄計画（食料編）

令和3年12月7日改定

被災想定： 1750人（人口14000人の12.5%）が被災
 供給想定： 1日目：個人備蓄 2日目：町備蓄 3日目以降：県及び他市町村備蓄並びに流通備蓄
 目標量： 主食：5250食（1750人×3食） 副食：700食 飲料水：5250本

●主食

品目	アルファ米 五目ごはん			アルファ米 田舎ごはん			携帯おにぎり（わかめ）			携帯おにぎり（昆布）			災害食用 梅がゆ★		
	計画量			計画量			計画量			計画量			計画量		
計画量	1400食			1400食			700食			700食			600食		
保存期間	製造から5年			製造から5年			製造から5年			製造から5年			製造から5年		
規格等	炊き出し用50食セット 容器等有り			炊き出し用50食セット 容器等有り ※アレルギー27品目不使用			※アレルギー27品目不使用			※アレルギー27品目不使用			1袋：200g スプーン付き ※アレルギー27品目不使用		
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H27	300食	R02	300食	300食	R02	300食	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	250食	R03	550食	300食	R03	600食	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	300食	R04	850食	250食	R04	850食	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	250食	R05	1100食	300食	R05	1150食	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R01	300食	R06	1400食	250食	R06	1400食	-	-	-	-	-	-	120食	R06	120食
R02	300食	R07	1400食	300食	R07	1400食	-	-	-	-	-	-	120食	R07	240食
R03	250食	R08	1400食	300食	R08	1400食	100食	R08	100食	200食	R08	200食	120食	R08	360食
R04	300食	R09	1400食	250食	R09	1400食	200食	R09	300食	100食	R09	300食	120食	R09	480食
R05	250食	R10	1400食	300食	R10	1400食	100食	R10	400食	200食	R10	500食	120食	R10	600食
R06	250食	R10	1400食	300食	R10	1400食	200食	R11	600食	100食	R11	600食	120食	R11	600食
R07	300食	R11	1400食	250食	R11	1400食	100食	R12	700食	100食	R12	700食	120食	R12	600食

●副食

品目	非常備蓄用 ミキサー粥			保存用ビスケット			保存用ビスコ		
	計画量			計画量			計画量		
計画量	500食			0食			700食		
保存期間	製造から5年			製造から5年			製造から5年		
規格等	1袋：23g 熱湯又は水が必要 ※アレルギー27品目不使用			1食：5枚（75g）			1食：15枚（61.8g）		
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H27	-	-	-	180食	R02	180食	120食	R02	120食
H28	-	-	-	120食	R03	300食	180食	R03	300食
H29	-	-	-	180食	R04	480食	120食	R04	420食
H30	-	-	-	120食	R05	600食	180食	R05	600食
R01	-	-	-	120食	R06	720食	120食	R06	720食
R02	50食	R07	50食	-	-	540食	120食	R07	720食
R03	50食	R08	100食	-	-	420食	180食	R08	720食
R04	100食	R09	200食	-	-	240食	120食	R09	720食
R05	100食	R10	300食	-	-	120食	180食	R10	720食
R06	100食	R11	400食	-	-	120食	180食	R10	720食
R07	100食	R12	500食	-	-	0食	120食	R11	720食

●飲料水等

品目	純天然アルカリ 保存水			野菜一日これ一本 長期保存用★		
	計画量			計画量		
計画量	5250本			1500本		
保存期間	製造から7年			製造から5年		
規格等	1本：500mL			1本：190g ※栄養補助食品		
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H27	1680本	R04	1680本	-	-	-
H28	1680本	R05	3360本	-	-	-
H29	1680本	R06	5040本	-	-	-
H30	1680本	R07	6720本	-	-	-
R01	1680本	R08	8400本	300本	R06	300本
R02	-	-	8400本	300本	R07	600本
R03	-	-	8400本	300本	R08	900本
R04	1200本	R11	7920本	300本	R09	1200本
R05	1200本	R12	7440本	300本	R10	1500本
R06	1200本	R13	6960本	300本	R11	1500本
R07	1200本	R14	6480本	300本	R12	1500本
R08	1200本	R15	6000本	300本	R13	1500本

●ミルク等

品目	育児用ドライミルク はぐくみ			ミルク（アレルギー除去食品）☆			使い捨て哺乳瓶		
	計画量			計画量			計画量		
計画量	7800g→2600g			0g→6400g			230個		
保存期間	製造から1.5年			製造から1.5年			製造から5年		
規格等	1本：13g （400本：5200g、600本：7800g）			1缶：800g			1セット：5個組 容量：240mL		
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H27	7800g	H28	7800g	-	-	-	-	-	-
H28	7800g	H29	7800g	-	-	-	-	-	-
H29	7800g	H30	7800g	-	-	-	-	-	-
H30	7800g	R01	7800g	-	-	-	-	-	-
R01	7800g	R02	7800g	-	-	-	-	-	-
R02	2600g	R03	2600g	6400g	R03	6400g	230個	R07	230個
R03	2600g	R04	2600g	6400g	R04	6400g	-	-	-
R04	2600g	R05	2600g	6400g	R05	6400g	-	-	-
R05	2600g	R06	2600g	6400g	R06	6400g	-	-	-
R06	2600g	R07	2600g	6400g	R07	6400g	-	-	-
R07	2600g	R08	2600g	6400g	R08	6400g	230個	R12	230個
R08	2600g	R09	2600g	6400g	R09	6400g	-	-	-

＜計画備蓄量＞

主食	副食	飲料水
5300 食	720 食	6000 本

☆…日赤災害等資金積立金を活用

★…R01のみ日赤災害等資金積立金を活用

赤字：実績値 青字：計画値

聖籠町災害備蓄計画（防災物資編）

被災想定： 1750人（人口14000人の12.5%）が被災

令和2年12月7日改定

●生活物資等

品目	ビニールシート			災害用トイレ			災害用トイレ便座			毛布			アルミレジャーマット		
計画量	1200枚			1000回分			30個			1750枚			1000枚		
規格等	薄手（3.45m×5.25m）			使用期限：製造から10年						真空パック保存					
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H30	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	-	1758	-	-	1150
R01	-	-	-	-	-	-	25	-	30	-	-	1758	-	-	1150
R02	400	-	400	100	R12	100	-	-	30	-	-	1758	-	-	1150
R03	-	-	400	100	R13	200	-	-	30	-	-	1758	-	-	1150
R04	400	-	800	100	R14	300	-	-	30	-	-	1758	-	-	1150
R05	400	-	1200	100	R15	400	-	-	30	-	-	1758	-	-	1150

品目	布団			発電機（ライト付き）			石油ストーブ			担架			床敷用発泡スチロール		
計画量	36組			17台			13台			3台			1000枚		
規格等													中古（東日本大震災での対応に使用）		
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H30	-	-	36	-	-	9	-	-	13	1	-	3	-	-	1000
R01	-	-	36	-	-	9	-	-	13	-	-	3	-	-	1000
R02	-	-	36	4	-	13	-	-	13	-	-	3	-	-	1000
R03	-	-	36	4	-	17	-	-	13	-	-	3	-	-	1000
R04	-	-	36	-	-	17	-	-	13	-	-	3	-	-	1000

品目	おむつ（3歳児未満用）			おむつ（成人用）		
計画量	700枚			200枚		
規格等	男L:176枚 女L:176枚 共用M:348枚			男女共用L		
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H30	-	-	700	-	-	208
R01	-	-	700	-	-	208
R02	-	-	700	-	-	208
R03	-	-	700	-	-	208
R04	-	-	700	-	-	208

●感染症対策物資

品目	間仕切り4部屋セット			段ボールベッド			避難所受付用飛沫防止パーテーション			感染予防用ガウン			フェイスシールド		
計画量	75組（※）			250組（※）			24枚（※）			200枚（※）			200枚（※）		
規格等	1部屋：2.1×2.1㎡			藤屋段ボール製											
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R01	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R02	13	-	14	10	-	10	4	-	4	100	-	100	200	-	200
R03	21	-	35	50	-	60	20	-	24	100	-	200	-	-	200
R04	10	-	45	-	-	60	-	-	24	-	-	200	-	-	200
R05	10	-	55	-	-	60	-	-	24	-	-	200	-	-	200
R06	10	-	65	-	-	60	-	-	24	-	-	200	-	-	200
R07	10	-	75	-	-	60	-	-	24	-	-	200	-	-	200

品目	使い捨て手袋			アルコール用空容器		
計画量	700枚（※）			60個（※）		
規格等						
年度	購入量	処分年度	累計量	購入量	処分年度	累計量
H30	-	-	-	-	-	-
R01	-	-	-	-	-	-
R02	300	-	300	10	-	10
R03	400	-	700	50	-	60
R04	-	-	700	-	-	60

＜感染症対策物資必要数算定＞

避難所	間仕切り4部屋セット	段ボールベッド	飛沫防止パーテーション	感染予防用ガウン	フェイスシールド	使い捨て手袋	アルコール用空容器
役場	10組	-	2枚	10枚		100枚	-
町民会館	15組	10組	4枚	40枚	40枚	100枚	10個
保健福祉センター	10組（※）	10組（※）	2枚（※）	30枚（※）	30枚（※）	100枚（※）	10個（※）
蓮野小学校	10組（※）	10組（※）	4枚（※）	30枚（※）	30枚（※）	100枚（※）	10個（※）
山倉小学校	10組（※）	10組（※）	4枚（※）	30枚（※）	30枚（※）	100枚（※）	10個（※）
亀代小学校	10組（※）	10組（※）	4枚（※）	30枚（※）	30枚（※）	100枚（※）	10個（※）
聖籠中学校	10組（※）	10組（※）	4枚（※）	30枚（※）	30枚（※）	100枚（※）	10個（※）
計 画 量	75組（※）	60組（※）	24枚（※）	200枚（※）	200枚（※）	700枚（※）	60個（※）

※は暫定値（避難所レイアウトを作成し、必要数を算出、計画量を補正していく。）

○被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	1 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの 2 死体を確認することはできないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で行方不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの
	重傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもので、1か月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもので、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	(滅失) 全壊 全焼 流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの 具体的には、 1 住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの（被害面積方式） 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの 具体的には 1 住家の損害部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの（被害面積方式） 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	床上浸水	全壊（全焼・流失）及び半壊（半焼）に該当しない場合であって 1 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの 2 土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の損害程度が半壊程度に達しない程度のもの

○火災・災害等即報基準

火災・災害等区分		即 報 基 準	
災 害 即 報	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用基準に合致するもの ○ 県又は町が災害対策本部を設置したもの 	
	個別基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの ○ 津波 津波により、人的被害又は住家被害が生じたもの ○ 風水害 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの ○ 雪害 <ul style="list-style-type: none"> ① 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの ② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの 	
	社会的影響基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの 	
火 災 等 即 報	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む） <ul style="list-style-type: none"> ① 死者が3名以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの 	
	個 別 基 準	建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物で死者が発生したもの ○ 「適マーク」の交付をした防火対象物の火災（複合用防火対象物で「適マーク」対象外部分からの出火を含む） ○ 国指定重要文化財 ○ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○ 損害額が1億円以上と推定される火災
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故（例示） 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 ○ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ○ 特定事業所内の火災
		危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明を生じたもの

火災・災害等区分			即 報 基 準
火 災 等 即 報	個 別 基 準	危 険 物 等 に 係 る 事 故	② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域町民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺に被害を及ぼしたもの ④ 500 kℓ以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
	社 会 的 影 響 基 準		○ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える金額は加算できる。	災害発生の日から7日以内	○費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 ○避難にあたっての輸送費は別途計上 ○避難所での避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える金額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	○費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ○避難にあたっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 ① 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ② 基本額 1戸当たり 6,285,000 円以内 ③ 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	○費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 ○同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) ○高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ○供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の实情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	○費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とすること ○供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	○食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	○輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏季(4～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 (下記金額の範囲内)	災害発生の日から10日以内	○備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ○現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上※
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
全壊 全焼 流失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

※1人増すごとに加算

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	○救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ○病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 ○施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	○患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	○救護班による場合は使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	○期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ○輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	○住家が半壊(焼)もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分 1世帯あたり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ②文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	○備蓄物資は評価額 ○入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象とする。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	○輸送費、人件費は別途計上 ○災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1体あたり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生に日から10日以内	○検案は原則として救護班 ○輸送費、人件費は別途計上 ○死体の一時保存にトライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生に日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	①被災者の避難に係る支援 ②医療及び助産 ③被災者の救出 ④飲料水の供給 ⑤死体の捜索 ⑥死体の処理 ⑦救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員等避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	①時間外勤務手当 ②賃金職員等雇上費 ③旅費 ④需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ⑤使用料及び賃借料 ⑥通信運搬費 ⑦委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分させる額を合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

- イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10
- ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
- ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
- ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
- ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
- ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
- ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

○聖籠町指定給水装置工事事業者一覧

(令和4年12月22日現在)

	名 称	申請事業者所在地	電話番号
1	(株)聖籠第一設備	聖籠町大字網代浜 919-3	0254-27-3855
2	(株)カトウ工業	聖籠町大字蓮野 1181-1	0254-27-8512
3	(株)北聖	聖籠町大字山倉 295-2	0254-27-3357
4	新菖工業(株)	新発田市富塚町 1-1-33	0254-22-5523
5	(株)下越住設センター	新発田市富塚町 2-1-3	0254-24-9728
6	新発田水道工事(株)	新発田市西園町 1-7-5	0254-22-3550
7	白新工業(株)	新潟市北区白新町 1-8-1	025-386-1010
8	(株)ナカムラ	新発田市富塚町 1-2-27	0254-22-3633
9	(株)中山工務店	新潟市中央区愛宕 3-6-16	025-284-2141
10	(株)千代田設備	新潟市中央区下所島 2-17-3	025-284-1141
11	(株)暁工業	新潟市北区太田 4704-1	025-386-8824
12	(有)島津管工	新発田市下小中山 257-1	0254-33-2655
13	(株)イノベンチャー	新潟市中央区愛宕 1-4-7	025-250-7061
14	(株)テクノナガイ	新潟市北区白新町 2-2-15	025-387-3117
15	(株)H&T	新潟市北区葛塚 4837	025-384-8810
16	(株)新発田技研	新発田市新栄町 3-5-6	0254-27-3139
17	(株)寺尾設備工業	新潟市西区寺尾 2-41	025-268-3612
18	研冷工業(株)	新潟市中央区親松 138-21	025-281-4800
19	菖栄ライフ(株)	新発田市富塚町 3-1-15	0254-24-9373
20	(有)幸栄設備	新潟市北区新鼻 47	025-386-4456
21	(株)増子工業所	新発田市富塚町 1-2-4	0254-24-4553
22	(株)大堀商会	新発田市大字五十公野 3439	0254-24-4133
23	(株)中山商会	新発田市住吉町 5-2-17	0254-24-1414
24	(株)関川水道	新発田市大字日渡 112	0254-27-3221
25	(株)ハセガワ	新発田市小舟町 3-730	0254-23-0800
26	(株)創建	新潟市江南区天野 3-36-7	025-280-4554
27	(株)平山電気商会	村上市上片町 2-19	0254-60-3010
28	(有)一不二配管工業	新潟市江南区江南 4-1-15	025-287-2200
29	(株)加藤工業所	阿賀野市小島 345	0250-67-2615
30	(有)第一管工	胎内市東本町 25-63	0254-43-4674
31	(有)石垣設備	新潟市北区島見町上往来 1590	025-259-4011
32	(株)ミツマ	阿賀野市沖 128	0250-62-4150
33	興洋管建(株)	新潟市中央区白山浦 1-614-59	025-267-1177
34	(有)みなと設備	新潟市北区松浜みなと 34-6	025-259-7509
35	桃崎設備	胎内市桃崎浜 280	0254-46-2355
36	渡辺勤栄商会	新発田市押廻 58	0254-22-4215

	名 称	申請事業者所在地	電話番号
37	(株)新潟パイプ工業	新潟市中央区下所島 2-17-1	025-284-1708
38	(有)パイプキッズ	村上市北新保 636-14	0254-66-7867
39	共和工業(株)	新潟市北区大迎 704	025-384-2176
40	日新工業(株)	新潟市東区河渡庚 296-60	025-271-8000
41	カタノ設備	胎内市塩沢 382	0254-47-2194
42	さくら水道(株)	阿賀野市蒔田 655	0250-62-4649
43	(有)荒川住宅設備	村上市藤沢 188-1	0254-62-4653
44	(有)コトブキ住設	新潟市東区東中島 2-9-26	025-277-3336
45	(株)長谷川電気工業所	村上市坂町 1760-1	0254-62-3161
46	八洲設備工業(株)	新潟市東区江南 6-2-17	025-286-1341
47	(株)KIBU 設備	新潟市東区岡山 1522-10	025-278-8938
48	(株)宮島工業所	胎内市東本町 4-12	0254-43-3114
48	(株)オオハシ	新発田市真野原外 3400	0254-41-2103
50	(株)ウォータータイプ	新潟市西区亀貝 3371 KAMEGAI BASE 2F	025-374-7503
51	遠藤工業(有)	新発田市上内竹 521	0254-28-5864
52	(有)小柳設備	新発田市東新町 2-1-23	0254-22-7122
53	藤拓工業	胎内市坂井 41	0254-48-3823
54	(有)ホームチェーン	新潟市中央区女池南 1-1-16 FK ビル A	025-280-0590
55	(株)富樫設備	村上市北中 835-2	0254-75-2765
56	(有)巻設備工業	新潟市西蒲区巻甲 699-2	0256-72-3895
57	(有)アイメック	村上市山田 978-10	0254-60-1100
58	(有)ホーイーテック	新潟市東区卸新町 2-2066-8	025-384-8712
59	パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	新潟市東区東明 1-8-14	025-286-0171
60	エヌエス工業(株)	新潟市西区的場流通 1-3-23	025-269-1111
61	(株)瀬波空調設備	村上市瀬波浜町 3-12	025-388-4501
62	(株)ミスターパイプレンヂ	新潟市中央区下所島 2-17-3	025-284-8070
63	(株)胎内設備	胎内市西栄 5-40	0254-43-2626
64	フジタ管工	新潟市西蒲区巻甲 26-9	0256-72-8203
65	タカハシ設備	新発田市大字菅谷 949	0254-29-2777
66	(株)エステー工事	新潟市北区白新町 3-8-7	025-388-2160
67	(株)松澤設備	五泉市千原 523-4	080-5039-9499
68	(株)サクマ	村上市岩船三日市 2-50	0254-56-7279
69	飯豊電設工業(株)	新発田市豊町 2-18-5	0254-24-2134
70	宮下設備	新発田市下寺内 602	0254-29-3036
71	小林住設	新発田市富塚町 1-1-1	0254-22-7975
72	小池住設	新潟市西区笠木 1730-2	025-262-4279
73	新潟配管(株)	新潟市中央区鳥屋野 448-18	025-283-5121
74	(株)イースマイル	大阪市浪速区敷津東 3-7-10 イースマイルビル	06-6631-7449

	名 称	申請事業者所在地	電話番号
75	(有)キューブ	新潟市東区紫竹 7-32-20	025-282-7593
76	大進電業(株)	新発田市佐々木 1895-9	0254-21-5000
77	(株)コスモデンキ	新潟市西区槇尾 434-1	025-262-2116
78	(株)アイユーテック	新潟市中央区女池南 2-11-1-206 号	025-281-6067
79	(有)新潟設備工業	新潟市秋葉区下興野町 149-1	0250-23-3223
80	(株)都市環境	新発田市富塚町 2-1002	0254-22-6337
81	(有)熊谷工業所	新潟市西区五十嵐中島 3-1-16	025-262-4410
82	(株)大二工業	新潟市中央区鏡 3-2-6	025-241-1357
83	(株)山下技建	新潟市北区浦木 2519	025-388-2568
84	(株)日の丸商会	新潟市江南区曙町 3-14-30	025-382-6511
85	(株)未来シティ開発	新潟市中央区高志 2-16-24	025-290-7997
86	熊倉設備工業(株)	新潟市南区上浦 513-6	025-211-2375
87	(株)アクアライン	広島市中区上八丁堀 8-8 第 1 ウェルビル 6F	082-502-6639
88	(有)わかば第一水道	徳島市新浜本町 1-8-71	088-663-1797
89	(有)加茂設備工業	加茂市千刈 1-4-15	0256-52-1219
90	いとう設備	聖籠町大字藤寄 799-5	090-8683-9897
91	東亜住設(株)	胎内市北本町 7-9	0254-43-2328
92	(株)綿半工務	新発田市新栄町 3-4-11	0254-21-5656
93	(株)ゼウス	村上市山居町一丁目 15 番 14 号	090-4926-6527

○聖籠町下水道排水設備指定工事店一覧

(令和4年11月9日現在)

	名 称	工事店所在地	電話番号
1	(株)カトウ工業	聖籠町大字蓮野 1181	0254-27-8512
2	(株)トヤマ	新発田市新栄町 2-7-25	0254-21-2111
3	新菖工業(株)	新発田市富塚町 1-1-33	0254-22-5523
4	(株)聖籠第一設備	聖籠町大字網代浜 919-3	0254-27-3855
5	新発田水道工事(株)	新発田市西園町 1-7-5	0254-22-3550
6	(株)増子工業所	新発田市富塚町 1-2-4	0254-24-4553
7	白新工業(株)	新潟市北区白新町 1-8-1	025-386-1010
8	(株)イノベンチャー	新潟市中央区愛宕 1-4-7	025-386-5914
9	(株)下越住設センター	新発田市富塚町 2-1-3	0254-24-9728
10	曾根建(株)	聖籠町大字蓮湯 2492	0254-27-5111
11	(株)新発田技研	新発田市新栄町 3-5-6	0254-27-3139
12	(株)ナカムラ	新発田市富塚町 1-2-27	0254-22-3633
13	高橋土建(株)	聖籠町大字網代浜 1001-9	0254-21-5888
14	(株)北聖	聖籠町大字山倉 295-2	0254-27-3357
15	(株)テクノナガイ	新潟市北区白新町 2-2-15	025-387-3117
16	菖栄ライフ(株)	新発田市富塚町 3-1-15	0254-23-7777
17	(株)長谷川電気工業所	村上市坂町字腰廻 1760-1	0254-62-3161
18	研冷工業(株)	新潟市中央区親松 138-21	025-281-4800
19	篠原工業	聖籠町大字藤寄 627-1	0254-27-3315
20	(株)大進建設	村上市八日市 14-6	0254-56-6259
21	日新工業(株)	新潟市東区河渡庚 296-60	025-271-8000
22	(株)暁工業	新潟市北区太田字法花鳥屋 4704-1	025-386-8824
23	(株)H&T	新潟市北区葛塚 4837	025-384-8810
24	(株)千代田設備	新潟市中央区下所島 2-17-3	025-280-7084
25	(有)島津管工	新発田市下小中山 257-1	0254-33-2655
26	(有)幸栄設備	新潟市北区嘉山 243-1	025-386-4456
27	(株)ハセガワ	新発田市小舟町 3-730	0254-23-0800
28	新潟企業(株)	新潟市中央区万代 4-4-8	025-247-0123
29	(株)大堀商会	新発田市五十公野 3439	0254-24-4133
30	(株)石井組	新発田市城北町 2-10-20	0254-22-3261
31	(株)岩村組	新発田市大手町 4-3-21	0254-20-5550
32	(有)パイプキッズ	村上市北新保 636-14	0254-66-7867
33	新潟興業(株)	新潟市江南区山二ツ 607-1	025-286-7338
34	(株)関川水道	新発田市日渡 112	0254-27-3221
35	(株)加藤工業所	阿賀野市小島 345	0250-67-2615
36	(株)第一管工	胎内市東本町 25-63	0254-43-4674

	名 称	工事店所在地	電話番号
37	(株)石垣設備	新潟市北区島見町上往来 1590	025-259-4011
38	(有)みなと設備	新潟市北区松浜 1-1-27	025-259-7509
39	新発田建設(株)	新発田市富塚 1942	0254-27-5711
40	(株)ミツマ	阿賀野市沖 128	0250-62-4150
41	興洋管建(株)	新潟市中央区白山浦 1-614-59	025-267-1177
42	(株)オオハシ	新発田市真野原外 3400	0254-41-2590
43	(有)一不二配管工業	新潟市東区江南 4-1-15	025-287-2200
44	(有)豊栄土建	新潟市北区笠柳 599-4	025-386-7728
45	(株)桃崎設備	胎内市桃崎浜 288-1	0254-46-2387
46	(株)北伸建設	聖籠町東港 7 丁目 5989-16	025-256-3701
47	(株)中山商会	新発田市住吉町 5-2-17	0254-24-1414
48	渡辺勤栄商会	新発田市押廻 58	0254-22-4215
49	(株)新潟パイプ工業	新潟市中央区下所島 2-17-1	025-284-1708
50	聖籠工業(株)	聖籠町大字網代浜 1611-56	0254-27-3641
51	(有)入山建設	聖籠町大字真野 1583	0254-27-2734
52	(株)長谷川建設	新発田市真野原外 1471-1	0254-41-2247
53	カタノ設備	胎内市塩沢 382	0254-47-2194
54	(株)小野組	胎内市西栄町 2-23	0254-43-2123
55	さくら水道(株)	阿賀野市蒔田 655	0250-62-4649
56	(有)荒川住宅設備	村上市藤沢 188-1	0254-62-4653
57	(株)大二工業	新潟市中央区鏡 3-2-6	025-241-1357
58	(有)コトブキ住設	新潟市東区東中島 2-9-26	025-277-3336
59	八洲設備工業(株)	新潟市東区江南 6-2-17	025-286-1341
60	(株)K I B U設備	新潟市東区牡丹山 4-3-16	025-279-4155
61	(株)宮島工業所	胎内市東本町 4-12	0254-43-3114
62	(株)エステー工事	新潟市中央区明石 1-7-1 新潟芙蓉コモンズ 1 階	025-385-6922
63	大堀設備	新発田市五十公野 6946	0254-22-0816
64	藤拓工業	胎内市坂井 41	0254-48-3823
65	(有)鳥屋野設備	新潟市中央区弁天橋通 1-28-13	025-286-3419
66	(株)西原ネオ	新潟市中央区弁天橋通 3-6-20	025-286-7571
67	(株)富樫設備	村上市北中 835-2	0254-75-2765
68	(有)巻設備工業	新潟市西蒲区巻甲 699-2	0256-72-3895
69	(株)ホーイーテック	新潟市東区御新町 2-2066-8	025-384-8712
70	(有)イタバシ	新潟市秋葉区柄目木 1051-1	0250-22-9659
71	(有)ヒダカ	新潟市東区逢谷内 2-3-10	025-247-1047
72	(有)積新商事	新潟市中央区高志 2-16-24	025-286-6401
73	エヌエス工業(株)	新潟市西区的場流通 1-3-23	025-269-1111
74	(有)ティケー管工	新潟市北区内島見 232-2	025-388-4501

	名 称	工事店所在地	電話番号
75	大進電業(株)	新発田市佐々木 1889-9	0254-21-5000
76	(株)ミスターパイプレンヂ	新潟市中央区下所島 2-17-3	025-284-8070
77	(株)胎内設備	胎内市西栄町 5-40	0254-43-2626
78	タカハシ設備	新発田市菅谷 949	090-3145-4533
79	(有)丸富工業	新潟市北区川西 2-9-2	025-386-7776
80	(株)寺尾設備工業	新潟市西区寺尾 2-41	025-268-3612
81	(株)サクマ	村上市岩船三日市 2-50	0254-56-7934
82	遠藤工業(有)	新潟市東区空港西 2-1-18	025-272-2558
83	宮下設備	新発田市下寺内 602	0254-29-3036
84	セイケン設備	新発田市佐々木 441	080-1171-9298
85	新潟配管(株)	新潟市中央区鳥屋野 448-18	025-283-5121
86	共和工業(株)	新潟市北区大迎 704	025-387-2176
87	(有)ホームチェーン	新潟市中央区大島 117-13	025-285-4346
88	(株)松澤設備	五泉市千原 523-4	0250-58-6372
89	(株)ことぶき	新発田市島潟 555-7	0254-22-4351
90	(株)キューブ	新潟市東区紫竹 7-32-20	025-282-7593
91	(有)新潟設備工業	新潟市秋葉区下興野町 149-1	0250-23-3221
92	(株)アイユーテック	新潟市中央区女池南 2-11 1-206 号	025-281-6067
93	(株)高橋創建	新発田市天王 605	0254-32-1660
94	(有)熊谷工業所	新潟市西区五十嵐中島 3-1-16	025-263-1643
95	(株)都市環境	新発田市富塚町 2-1002	0254-22-6337
96	(株)山下技建	新潟市北区浦木 2519	025-388-2568
97	熊倉設備工業(株)	新潟市南区上浦 513-6	025-211-2375
98	(株)菊地組	新発田市古寺 152	0254-22-5012
99	(有)加茂設備工業	加茂市千刈 1-4-15	0256-52-1219
100	いとう設備	聖籠町大字藤寄 799-5	090-8683-9897
101	東亜住設(株)	胎内市北本町 7-9	0254-43-2328
102	(株)綿半工務	新発田市新栄町 3-4-11	0254-21-5656
103	(株)ゼウス	村上市山居町一丁目 15 番 14 号	090-4926-6527

○町内指定文化財一覧

指定	区分	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
町	有形文化財	建造物	観音堂	1棟	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	建造物	二王門	1棟	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	建造物	大野家表門	1棟	S53.11.3	諏訪山	大野 梓
町	有形文化財	建造物	絆己楼	1棟	S53.11.3	諏訪山	大野 梓
町	有形文化財	彫刻	十一面観世音菩薩	1軀	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	彫刻	二王尊	2軀	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	工芸品	宝篋印塔	1基	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	工芸品	宝剣	1口	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	書跡	五部秘経	16冊	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	書跡	観世音縁起	1巻	S53.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	無形民俗文化財	民族芸能	蓮湯神楽		S53.11.3	蓮湯	蓮湯神楽保存会
町	記念物	史跡	日枝神社境内地		S53.11.3	次第浜	日枝神社
町	記念物	史跡	旧市川神社境内地		S53.11.3	位守町	聖籠町
町	記念物	天然記念物	根上がり松		S57.11.3	次第浜	聖籠町
町	有形文化財	絵画	大元帥	1幅	H5.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	絵画	大日如来	1幅	H5.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	絵画	青不動	1幅	H5.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	絵画	天神の図	1幅	H5.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	有形文化財	絵画	鶴の図	2幅	H5.11.3	諏訪山	聖籠山宝積院観音寺
町	無形民俗文化財	民族芸能	亀塚練馬		H7.4.1	亀塚	亀塚集落

指定	区分	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
町	有形文化財	古文書	安達家文書	一括	H22.11.24	諏訪山	聖籠町教育委員会
町	有形文化財	古文書	大野家文書 と絆己楼関 連資料	一括	R4.1.25	諏訪山	大野久美子
国	登録有形文化財		二宮家主屋 ほか14棟		H18.11.29	蓮野	二宮 正光

○聖籠町地域防災計画の修正等経過

修正年月	修正箇所等	修正の概要
平成 8年	策定	—
平成19年 4月	総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害等対策編、資料編	○ 国防災基本計画、県地域防災計画の修正状況などを踏まえ、従来の計画を大幅に見直すもの
平成22年12月	総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害等対策編、資料編	○ 名称等の修正
平成26年 3月	総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害等対策編、資料編	○ 災害ハザードマップ改定に伴う見直し
平成27年 3月	総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害等対策編、資料編	○ 名称等の修正
平成28年 6月	総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害等対策編、資料編	○ 名称等の修正
令和 5年 3月	総則編、震災対策編、津波災害対策編、風水害等対策編、個別災害対策編（新設）、資料編	○ 国防災基本計画、県地域防災計画の修正、各種法令・ガイドライン等の見直し、町組織の改編、町の防災対策全般に対する考え方の整理状況などを踏まえ、従来の計画を大幅に見直すもの

聖籠町地域防災計画

- 資料編 -

2023年3月修正

聖籠町防災会議

(事務局) 聖籠町 生活環境課 地域安全係

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

電 話 0254-27-2111

ファクシミリ 0254-27-2119

電子メール seikan@town.seiro.niigata.jp

ホームページアドレス www.town.seiro.niigata.jp